

平成 29 年度創造県おおいた推進事業  
「人材育成プログラム企画・運営業務」  
企画提案競技実施要領

1. 事業概要

地域において、芸術文化を活用した地域活動などを展開できる人材を発掘・育成し、芸術文化の持つ創造性を活かした地域づくりの推進を図る。

2. 委託業務内容等

(1) 業務概要

詳細は、別添「業務委託仕様書」のとおり

- ①人材育成プログラムの企画（連続講座の企画、講師等の人選、開催場所等の調整）
- ②人材育成プログラムの広報・受講者募集・受付
- ③人材育成プログラムの運営

(2) 契約期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 30 日までを予定

(3) 委託予算限度額

2,689,740 円

(4) 補足

企画・運営業務を行う団体として、採択された後の主な事業の流れは以下のとおり。

- ①講座内容、講師、実施日、実施場所、定員を超えた場合の参加者決定方法等からなる、プログラム実施計画書を県に提出
- ②県の同意を得た上で、講座開催に向けた講師等の調整、広報、受講者募集を開始する。
- ③応募者が参加定員を超えた場合については、県と協議のうえ、参加者を決定する。
- ④講座を開催する。〈入門編 5 回以上、実践編 2 回以上、計 7 回以上〉
- ⑤全講座修了後、総括的な報告書（受講者アンケート等含む）を作成し、県に提出する。

3. 企画書作成上の条件

- (1) 企画書作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

4. 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本企画提案競技の公告の日から委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (3) 公告日以前 3 ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律

- 第 154 号)の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
  - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
  - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 5. 提案方法

### (1) 提出期限

- ①参加表明書類 → 平成 29 年 5 月 8 日（月）午後 5 時必着
- ②質問書類（任意；質問ある場合） → 平成 29 年 5 月 9 日（火）午後 5 時必着
- ③提案公募書類 → 平成 29 年 5 月 12 日（金）午後 5 時必着

### (2) 提出方法

#### ①参加表明書類、②質問書類

下記問い合わせ先まで、規定の様式を FAX、メール、郵送、持参のいずれかの方法により提出

#### ③提案公募書類

下記問い合わせ先まで郵送又は持参（FAX、メール不可）

### (3) 提案公募に係る提出書類（提出部数：正本 1 部、副本（正本の写し） 4 部）

下記すべての書類を提出すること

- ①企画提案競技申込書
- ②企画提案書
- ③誓約書
- ④見積書（様式は任意）
- ⑤定款（写し）

## 6. 提案方法等

### (1) 審査・採用

- ①審査会を設置して、審査を行い、最優秀と決定された企画を採用する。

審査については、書面審査とする。

また、採用された企画の使用権は大分県に帰属する。

②参加業者には、審査結果について、速やかに通知する。

(審査会は5月中旬に開催予定)

③審査結果についての異議申し立ては受理しないものとする。

## (2) 審査基準

概ね以下のとおり。

①仕様書で示す業務の目的及び内容との整合性がとれているか。

②企画案の実効性は十分か。

③講座の内容、講師選定が適切か。

④参加者の応募が見込まれる広報手段が盛り込まれているか。

## 7. その他

(1) 県は受託者に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議・調整したうえで、委託契約を締結する。

(2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ、進めるものとする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。

## 8. 問い合わせ及び提出先

大分県企画振興部芸術文化スポーツ振興課 芸術文化企画班

所在地 〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1

電話 097-506-2058 (直通)

FAX 097-506-1725

e-mail a10980@pref.oita.lg.jp